

議案第 66 号

東郷町税条例等の一部改正について

東郷町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 2 年 8 月 28 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町税条例等の一部を改正する条例

(東郷町税条例の一部改正)

第1条 東郷町税条例（昭和38年東郷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第33条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第35条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第52条第4項中「火災」を「、火災」に、「固定資産課税台帳」を「、固定資産課税台帳」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第52条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課すことができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第67条の3の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第67条の4 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下の条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第86条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本あたりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第86条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第119条第6項中「第52条第6項」を「第52条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条の2中第25項を第27項とし、第24項を第26項とし、第23項を第24項とし、同項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の2中第22項を第23項とし、第17項から第21項までを1項ずつ繰り下げ、第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第2条 東郷町税条例の一部を次のように改正する。

第21条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第22条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第25条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第30条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第30条第2項の表第1号」を「同号」に、「第46条第10項から第12項まで」を「第46条第9項から第16項まで」に改める。

第30条第2項の表第1号才中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第46条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」

を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第48条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若

しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第50条第4項から第6項までを削る。

第86条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

(東郷町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 東郷町税条例等の一部を改正する条例(令和元年東郷町条例第28号)の一部を次のように改める。

第2条のうち、東郷町税条例第26条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

(東郷町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 東郷町税条例の一部を改正する条例(令和2年東郷町条例第18号)の一部を次のように改める。

第2条のうち、東郷町税条例附則第10条の2第25項の改正規定中「附則第10条の2第25項」を「附則第10条の2第27項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中東郷町税条例第86条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中東郷町税条例第26条第1項第2号、第33条の2及び第35条の

2 第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中東郷町税条例第86条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の東郷町税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第3条 新条例第26条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第33条の2及び第35条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第35条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第25条第1項第1号に掲げる者に係るもの）を除く。」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の東郷町税条例の規定中法人の町民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子

法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の町民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の町民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例第52条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第52条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第67条の4の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

（町たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）等の施行に伴い必要があるからである。

2 改正内容

(1) 町民税関係

ア 個人町民税の非課税の対象者及び所得控除について、寡夫に係るものを削り、ひとり親に係るものを加えること。（第26条及び第33条の2関係）

イ 法人町民税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合を0.5パーセント下げるのこと。（附則第3条の2第2項関係）

ウ 肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を3年間延長すること。（附則第8条関係）

(2) 固定資産税関係

ア 調査を尽くしても所有者が1人も明らかにならない固定資産について、使用者を所有者とみなすことができること。（第52条関係）

イ 登記簿等に登記等がされている者が死亡している場合に、現所有者は賦課徴収に必要な事項を申告しなければならない旨を加えること。（第67条の4関係）

ウ 水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の割合を4分の3とすること。（附則第10条の2第17項関係）

エ 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準の特例措置の割合を3分の2とすること。（附則第10条の2第25項関係）

(3) 町たばこ税関係

軽量な葉巻たばこの換算方法を改めること。（第86条関係）

(4) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日等

(1) 公布の日から施行すること。ただし、次に掲げる規定は、当該各規定に定める日から施行すること。

- ア 2(3)の規定 令和2年10月1日及び令和3年10月1日
 - イ 2(1)ア及びイの規定 令和3年1月1日
 - ウ 2(4)の規定の一部 令和4年4月1日
- (2) 2(1)ア並びに2(2)ア及びイの規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税及び固定資産税についてそれぞれ適用すること。
- (3) 2(1)イの規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用すること。
- (4) 2(2)イの規定は、施行の日以後に同条に規定する現所有者であることを知った者について適用すること。
- (5) 2(3)の規定は、それぞれ当該規定の施行の日以後に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税について適用すること。